

公益財団法人 岡崎市学校給食協会職員賃金規程

平成25年3月12日制定

公益財団法人岡崎市学校給食協会

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、公益財団法人岡崎市学校給食協会就業規則（平成25年3月12日制定。以下「就業規則」という。）第35条第2項の規定に基づき、公益財団法人岡崎市学校給食協会（以下「協会」という。）に勤務する職員のうち正規職員の賃金に関して必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「正規職員」とは、就業規則第2条に規定する者のうち、同規則第5条第1項第1号の規定による職員をいう。

第2章 基本給

(基本給)

第3条 正規職員の基本給は、職種ごとに定められた「年齢給表（別表1）」「勤続給表（別表2）」「職能給表（別表3）」のそれぞれに該当する数値を加えた額とする。ただし、就業規則第57条の規定による制裁を受けたことその他これに準ずる事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

(年齢給・勤続給・職能給)

第4条 年齢給・勤続給・職能給それぞれの適用は次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 年齢給 該当職種の「年齢給表」のうち、4月1日時点の実年齢を適用する。
- (2) 勤続給 該当職種の「勤続給表」のうち、4月1日時点の勤続年を適用する。
- (3) 職能給 該当職種の「職能給表」のうち、4月1日時点での職位及び能力に適応した号給を適用する。

(職能給における昇給、降給)

第5条 職能給における昇給及び降給の適用の判断については、前年度の人事評価の結果を基に、理事長が定める基準に基づいて行うものとする。

2 前項に規定する降給に関しては、就業規則第12条第5項の規定を適用する。

3 就業規則第57条各号（第6号を除く。）の規定に該当した場合は、第1項の規定を準用する。この場合において、「前年度の人事評価の結果を基に」を「制裁の種類に応じ」と読み替える。

(昇給停止)

第6条 正規職員の年齢給、勤続給及び職能給で構成する基本給の昇給は、事務職員については4月1日時点の実年齢が56歳以上、業務職員Ⅰ職員及び業務職員Ⅱ職員については4月1日時点の実年齢が58歳以上の場合は行わないものとする。

(初任給)

第7条 新たに正規職員となった者の基本給月額、次の各号のそれぞれに該当する数値を加えた額とする。

- (1) 年齢給 該当職種の「年齢給表」のうち、4月1日時点の実年齢を適用する。
- (2) 勤続給 該当職種の「勤続給表」のうち、それぞれ1号給を適用する。
- (3) 職能給 次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該区分に規定する数値を適用する。

ア 事務職員 「職能給初任給基準表（別表4）」における学歴に対応したもの

イ 業務職員Ⅰ職員 当該職種の「職能給表」のうち、1級1号給

ウ 業務職員Ⅱ職員 当該職種の「職能給表」のうち、1級1号給

(職能給における初任給前歴加算)

第8条 新たに正規職員となった者のうち、業務職員Ⅰ職員及び業務職員Ⅱ職員については、「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」に基づく施設において正規職員若しくは非正規職員としての経歴、又は、「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」に基づく施設において正規職員としての経歴がある者については、「初任給前歴年数調整表（別表5）」の区分に応じ、初任給の職能給の号数を調整するものとする。ただし、前職場退職日から協会採用日までの期間

が3年を超えている場合は対象外とする。また、複数の職場での経験があったとしても、期間が1年以上である直近の職場での経験期間のみを号数調整の対象とする。

- 2 就業規則第7条の規定に基づき、正規職員へ転換した者は、前項の規定にかかわらず職能給2級を適用し、号給については理事長が定めるものとする。

(人事交流等により異動した場合の基本給月額)

第9条 人事交流等により引き続いて正規職員となった者の基本給月額については、著しく協会内の他の正規職員との均衡を失すると認められるときは、第7条の規定にかかわらず、その者の基本給月額は協会の定めるところによる。

(最低賃金の改正による基本給の調整)

第10条 最低賃金(最低賃金法(昭和34年法律第137号)に規定する最低賃金をいう。以下同じ。)が改正され、基本給月額が当該最低賃金の額を下回る事態が生じる場合は、協会は、当該最低賃金の適用の日までに、当該最低賃金の額を下回らないよう、基本給に基本給調整額を加算するものとする。

(定年延長に伴う基本給月額)

第11条 正規職員(次条の規定に該当する正規職員を除く。以下、次項において同じ。)が60歳に達した日以後における最初の4月1日(以下「特定日」という。)以降における正規職員の基本給については、当該正規職員の前日の基本給月額に100分の70を乗じて得た額(以下「基礎基本給月額」という。)を超えない範囲内で、次の各号のそれぞれに該当する数値を加えた額(以下「特定日以降の基本給月額」という。)とする。

- (1) 年齢給 該当職種の「年齢給表」のうち、4月1日時点の実年齢を適用する。
- (2) 勤続給 該当職種の「勤続給表」のうち、それぞれ1号給を適用する。
- (3) 職能給 該当職種の「職能給表」のうち、特定日前日の職位に適応した級を用い、基礎基本給月額から前2号に規定する年齢給及び勤続給の額を減じて得た額に相当する号給(職能給表に当該金額に相当するものがない場合にあっては、直近下位の号給を適用する。)を適用する。

- 2 就業規則第40条第1項の規定により正規職員が特定日以降の降格を申し出、同条第2項の規定により降格を決定した場合における特定日以降の基本給月額については、次の各号のそれぞれに該当する数値を加えた額とする。

- (1) 年齢給 該当職種の「年齢給表」のうち、4月1日時点の実年齢を適用する。
- (2) 勤続給 該当職種の「勤続給表」のうち、それぞれ1号給を適用する。
- (3) 職能給 前項第3号の規定により決定された職能給の1位下位の級の職能給表を用い、基礎基本給月額から前2号に規定する年齢給及び勤続給の額を減じて得た額に相当する号給(職能給表に当該金額に相当するものがない場合にあっては、直近下位の号給を適用する。)の3号下位の号給を適用する。

- 3 前2項の規定にかかわらず、特定日以降の基本給月額が最低賃金を下回った場合は、前条の規定を準用する。

(管理監督者であった職員の特定日以降の基本給月額)

第12条 就業規則第41条第3項の規定により、管理監督者であった正規職員が特定日に4級の職位に降格した場合の基本給月額は、基礎基本給月額を超えない範囲内で、次の各号のそれぞれに該当する数値を加えた額とする。

- (1) 年齢給 該当職種の「年齢給表」のうち、4月1日時点の実年齢を適用する。
- (2) 勤続給 該当職種の「勤続給表」のうち、それぞれ1号給を適用する。
- (3) 職能給 該当職種の「職能給表」のうち、4級の職位に適応した職能給表を用い、基礎基本給月額から前2号に規定する年齢給及び勤続給の額を減じて得た額に相当する号給(職能給表に当該金額に相当するものがない場合にあっては、直近下位の号給を適用する。)を適用する。

- 2 就業規則第41条第4項の規定により、管理監督者であった正規職員が降格を申し出、特定日に3級の職位に降格した場合の基本給月額は、前条第2項の規定を準用する。この場合において、前条第2項第3号中、「前項第3号の規定により決定された職能給の1位下位の級の」とあるのは、「3級の職位に適応した」と読み替える。

3 前2項の規定にかかわらず、特定日以降の基本給月額が最低賃金を下回った場合は、第10条の規定を準用する。

(他の職種との均衡による基本給の調整)

第13条 前2条の規定により算出した特定日以降の基本給月額(この条において、当該特定日以降の基本給月額が最低賃金を下回った場合は、第10条の規定を適用した後の金額を含む。)が、再雇用職員の基本給月額を下回る場合にあっては、当該再雇用職員の基本給月額を下回らないよう、当該特定日以降の基本給月額に基本給調整額を加算するものとする。

(管理監督職の上限年齢の特例による基本給)

第14条 就業規則第42条第1項の規定により、管理監督者であった正規職員が特定日以降も引き続き当該管理監督者である場合の基本給は、特定日前日の基本給を適用する。

2 就業規則第42条第2項の規定により、管理監督者の特例期間が終了した場合における基本給月額については、第12条の規定を適用する。ただし、就業規則第42条第3項の規定に該当する場合は、この限りではない。

第3章 諸手当

(家族手当)

第15条 家族手当は、扶養親族のある正規職員に対して支給する。

2 前項に規定する扶養親族とは、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主として当該正規職員の扶養を受けている者をいう。

- (1) 配偶者
- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫及び弟妹
- (4) 満65歳以上の父母及び祖父母
- (5) 重度心身障がい者

3 家族手当の月額は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 扶養親族である配偶者 6,500円
- (2) 扶養親族たる子 1人につき 10,000円
- (3) 扶養親族たる前項第3号から第5号までの規定に該当する者 1人につき 6,500円

4 家族手当の支給は、その要件が生じた日の属する翌月(これらの日が月の初日の場合は、その日の属する月)から開始し、その要件を欠くに至った場合は、その日の属する月(これらの日が月の初日の場合は、その日の属する月の前月)をもって終わる。

(子育て支援手当)

第16条 子育て支援手当は、扶養の有無に関わらず、中学生以下の生計を一にする子を持つ正規職員に対し、当該子1人につき月額3,000円を支給する。

(通勤手当)

第17条 通勤手当は、次の各号に掲げる正規職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とする正規職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員以外の正規職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる正規職員を除く。)
- (2) 通勤のための自動車その他の交通の用具で協会の定めるもの(以下「自動車等」という。)を使用することを常例とする正規職員(自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員以外の正規職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる正規職員を除く。)
- (3) 通勤のための交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする正規職員(交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である正規職員以外の正規職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使

用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる正規職員の区分に応じ、当該各号に定める額（業務職員Ⅱ職員については、その額に100分の90を乗じて得た額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる正規職員 支給単位期間につき、協会の定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃の額に相当する額（以下「運賃相当額」という。）。ただし、運賃相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃相当額」という。）が30,000円を超えるときは、支給単位期間につき、30,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関を利用するものとして当該運賃の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃相当額の合計額が30,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、30,000円に当該支給単位の月数を乗じて得た額）とする。

(2) 前項第2号に掲げる正規職員 支給単位期間につき、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表右欄に定める額（災害等の影響により道路の寸断又は損壊等により、道路管理者によって当該道路を通行止めとされた場合であって、やむを得ず届出の経路と異なる経路により通勤を余儀なくされた場合（自動車等の使用距離の範囲内にある場合は除く。）は、当該期間に限り当該通勤に係る距離に応じた額（片道25キロメートルを超える場合は、その都度協会が定める額））とする。

正規職員における自動車等の使用距離	金額
片道2キロメートル未満	2,100円
片道2キロメートル以上4キロメートル未満	4,200円
片道4キロメートル以上6キロメートル未満	6,100円
片道6キロメートル以上8キロメートル未満	8,000円
片道8キロメートル以上10キロメートル未満	9,800円
片道10キロメートル以上12キロメートル未満	11,600円
片道12キロメートル以上14キロメートル未満	13,400円
片道14キロメートル以上16キロメートル未満	15,000円
片道16キロメートル以上18キロメートル未満	16,700円
片道18キロメートル以上20キロメートル未満	18,300円
片道20キロメートル以上25キロメートル未満	20,700円
片道25キロメートル以上	22,700円

(3) 前項第3号に掲げる正規職員 交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して協会の定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃相当額及び前号に定める額の合計額が30,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、30,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額とする。

3 通勤手当は、支給単位期間（協会の定める通勤手当にあつては、協会の定める期間）に係る最初の月の協会の定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される正規職員につき、離職その他の協会の定める事由が生じた場合には、当該正規職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して協会の定める額を返納させるものとする。

5 この条において、「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲で1箇月を単位として協会の定める期間（第1項第2号に規定する方法に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

6 通勤手当は、正規職員が勤務のため、その者の住居から事業所に通勤する場合に支給する。

7 正規職員が、出張、休暇、欠勤その他の事由により、一の計算期間の全日数にわたって通勤しないこととなるときは、その月の通勤手当は支給しない。

8 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給

及び返納に関し必要な事項は、別に定める。

(特別勤務手当)

第 18 条 特別勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他著しく特殊な勤務に従事する正規職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特別勤務手当は、次の各号に掲げる場合に支給する。

(1) ボイラーの取扱作業

(2) 消防法（昭和 23 年法律第 186 号）の規定による危険物の貯蔵又は取扱に対する保安検査等の作業

3 前項の手当の額は、業務に従事した日 1 日につき 200 円とする。ただし、労働時間が 1 日につき 4 時間未満の場合は、当該手当の 2 分の 1 の額に相当する額を減額した額を支給する。

(管理職手当)

第 19 条 管理又は監督の地位にある正規職員に支給する管理職手当の月額、次の各号に掲げる額とする。

(1) 事務局長及びこれに相当する職にある正規職員 41,000 円

(2) 課長及びこれに相当する職にある正規職員 26,000 円

(3) 統括調理場長及びこれに相当する職にある正規職員 13,000 円

(4) 副統括調理場長及びこれに相当する職にある正規職員 11,000 円

2 前項の管理職手当のうち、月の 1 日から末日までの計算期間（以下「一の計算期間」という。）の就業日数が 15 日未満である場合における管理職手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に掲げる額を減額する。

(1) 就業日数が 5 日以上 15 日未満の場合 管理職手当の額に 10 分の 3 を乗じて得た額

(2) 就業日数が 5 日未満の場合 管理職手当の額に 10 分の 7 を乗じて得た額

(3) 一の計算期間の全日数にわたって就業しなかった場合 全額

3 管理職手当は、時間外労働の割増賃金として支払う。

4 管理職手当の該当となる時間外労働の時間については、個別に定める。

5 前項に定める固定時間外労働手当を支給された正規職員において、管理職手当の額を超えて、時間外割増賃金が発生した場合には、別途、その差額を時間外労働手当として支払う。

(資格手当)

第 20 条 資格手当は、「管理栄養士」「栄養士」の資格を有する正規職員のうち、衛生管理指導を行う正規職員に対し、月額 3,000 円を支給する。

(時間外労働手当)

第 21 条 時間外労働手当は、所定の労働時間が割り振られている日における所定労働時間を超えて労働することを命ぜられた場合で、その超えて労働した時間外労働の全時間に対して支給する。また、就業規則第 28 条第 1 項の規定により休日の全部又は一部を振り替えたことにより勤務することとされる日（以下「振替え変更による勤務日」という。）における労働についても同様とする。

2 正規の労働時間を超えて業務することを命ぜられた正規職員には、正規の労働時間を超えて業務した全時間に対して、業務 1 時間につき、第 24 条第 2 項に規定する業務 1 時間当たりの給与額に正規の労働時間を超えてした次の各号に掲げる業務の区分に応じ、当該各号に定める割合（その業務が午後 10 時から翌日の午前 5 時までの間である場合はその割合に 100 分の 25 を加算した割合）を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

(1) 正規の労働時間が割り振られた日（次条の規定により正規の労働時間中に業務した職員に休日労働手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における業務 100 分の 125

(2) 前号に掲げる業務以外の業務 100 分の 135

3 前項の規定にかかわらず、就業規則第 28 条の規定により割り振られた 1 週間の勤務時間（以下、この項において「割振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務した全時間（就業規則で定める時間を除く。）について、勤務 1 時間につき、第 24 条第 2 項に規定する勤務 1 時間当たりの給与額に 100 分の 25 を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

4 次の各号に掲げる時間の合計が 1 箇月について 60 時間を超えた正規職員には、その 60 時間

を超過して勤務した全時間に対して、前2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外労働手当として支給する。

(1) 第1項の勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 前項の勤務時間（同項に規定する就業規則で定める時間を除く。） 100分の50

5 就業規則第30条に規定する時間外労働代休時間を指定された場合において、当該時間外労働代休時間に正規職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超過して勤務した全時間のうち当該時間外労働代休時間の指定に代えられた時間外労働手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外労働手当を支給することを要しない。

(1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、100分の175）から次に掲げる業務の区分に応じて定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間にある場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合

ア 第2項第1号に掲げる業務 100分の125

イ 第2項第2号に掲げる業務 100分の135

(2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第3項に定める割合を減じた割合

(休日労働手当)

第22条 休日労働手当は、協会の業務の都合により休日労働することを命ぜられた場合（振替え変更による勤務日における労働を除く。）に、その休日労働をした全時間に対して支給する。

2 就業規則第27条に規定する休日において正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた正規職員には、正規の勤務時間中に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第24条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日労働手当として支給する。

(端数計算)

第23条 正規職員が正規の勤務時間中に勤務しないときの勤務1時間当たりの給与の減額及び第21条から前条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外労働手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 正規職員が正規の勤務時間中に勤務しないときの勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額に12を乗じ、その額を勤務時間として定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

2 第21条及び第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、基本給月額に12を乗じて得た額を、正規の勤務時間として定められた1週間当たりの勤務時間に52を乗じて得たものから、1日の勤務時間にその年の4月1日から翌年の3月31日までの間における国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（土曜日に当たる日を除く。）及び12月29日から翌年の1月3日までの日（同法に規定する休日及び日曜日又は土曜日に当たる日を除く。）の日数の合計を乗じて得たものを減じて算出する年間の勤務時間で除して得た額とする。

(休業手当)

第25条 休業手当は、正規職員が協会の責めに帰すべき事由によって休業した場合に限り、支給する。

2 休業手当の額は、休業をした1日につき当該職員の平均賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第12条に規定する平均賃金をいう。）の100分の60に相当する額とする。

(夏季特別勤務手当)

第26条 夏季特別勤務手当は、6月から9月の間、岡崎市宇頭南町1番地に位置する西部学校給食センター及び岡崎市定国町字西浦25番地1に位置する南部学校給食センターで調理業務に従事する正規職員に対し、業務に従事した日1日につき200円を支給する。ただし、労働時間

が1日につき4時間未満の場合は当該手当の2分の1の額に相当する額を減額した額を支給する。

(業務改善手当)

第27条 業務改善手当は、業務の効率化や経費削減等、協会の組織強化に繋がる提案をした正規職員に対し、審査(1次審査、2次審査、最終審査)の判定毎に、1提案につき次の各号に掲げる額(複数人で提案した際は、人数で除した額)を支給する。

- | | |
|-------------------------------|---------|
| (1) 1次審査 「優良」と判定された提案 | 500円 |
| (2) 2次審査 「採用」もしくは「試行」と判定された提案 | 1,000円 |
| (3) 最終審査 | |
| ア 効果測定で「Aランク」と判定された提案 | 10,000円 |
| イ 効果測定で「Bランク」と判定された提案 | 7,000円 |
| ウ 効果測定で「Cランク」と判定された提案 | 5,000円 |

第4章 賞与

(賞与)

第28条 協会は、6月1日及び12月1日(以下「基準日」という。)にそれぞれ在職する正規職員に対して、その勤務実績に応じた賞与を支給することができる。

2 賞与の額は、基本給に別表6に掲げる「支給割合」、別表7に掲げる「勤務期間率」及び別表8に掲げる前年度の人事評価に基づく「賞与成績率」を乗じて得た額とする。

3 前項に規定する基本給は、第10条、第11条第3項、第12条第3項及び第13条の規定による基本給調整額を加算したものを含むものとする。

4 賞与は、6月30日及び12月10日に支払う。ただし、この日が週休日に当たるときは、就業規則第36条第2項の規定を準用する。

(賞与不支給)

第29条 次の各号のいずれかに該当する者には、当該各号の基準日に係る賞与は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第57条第6号の規定による懲戒解雇の制裁を受けた者
- (2) 基準日前1箇月以内又は当該基準日に対応する支給日の前までに離職した者(前号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者
- (3) 次条の規定により賞与の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し、禁錮以上の刑に処せられた者

(賞与の支給の一時差止め)

第30条 協会は、支給日に賞与を支給することとされていた正規職員で当該支給日の前日までに離職した者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該賞与の支給を一時差し止めるものとする。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について、禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し賞与を支給することが、協会に対する信頼を確保し、賞与に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持するうえで重大な支障を生ずると認められる場合
- 2 賞与の一時差止めに関して必要な事項は、別に定める。

第5章 退職手当

(退職手当)

第31条 正規職員が退職した場合には、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に退職手当を支給する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、退職手当を支給しない。

- (1) 勤続期間が3年未満で退職した者（業務上の負傷若しくは死亡により退職した者又は協会の都合により退職した者を除く。）
 - (2) 就業規則第57条第6号の規定による懲戒解雇の制裁を受けた者
 - (3) 退職手当の支給を一時差し止める処分を受けた者で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの
 - (4) 刑事事件に関し、起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法に規定する略式手続によるものを除く。）をされた者で、その判決の確定前に退職したもの。ただし、禁錮以上の刑に処せられなかったときは、この限りでない。
- 2 協会は、退職手当の支給を確実にするため正規職員を被共済者として独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「機構・中退共」という。）と退職金共済契約を行うものとする。

(ポイント制による退職手当)

第32条 退職手当は、次の各号に掲げるポイントに基づき算出するものとする。

- (1) 持分ポイント
 - (2) 勤続ポイント
 - (3) 職位ポイント
 - (4) 職能ポイント
- 2 前項第2号から第4号までに規定するポイントは、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間（以下この章において「一の期間」という。）を対象に、ポイントを付与するものとする。
- 3 前項に規定するポイントの付与日は、一の期間の最終日とする。ただし、正規職員が一の期間の中途に退職した場合は、退職日を付与日とする。
- 4 一の期間の中途に採用された正規職員に対する当該年度におけるポイントは、付与しない。ただし、第31条第1項第1号括弧書きの規定に該当する場合は、この限りではない。この場合において、第37条第2項の規定を準用する。
- 5 第1項各号に掲げるポイントの単価は、1ポイント当たり1,000円とする。

(持分ポイント)

第33条 持分ポイントは、改正前の公益財団法人岡崎市学校給食協会職員賃金規程（以下「旧規程」という。）に基づき、令和5年度末に就業規則第45条の規定による一般退職の事由により退職した場合に支給される退職手当の額を、1,000で除して得た数値とする。

- 2 正規職員が令和5年度末までに、休職、出勤停止その他これらに準ずる事由により勤務しない期間があった場合、若しくは育児休業、出生時育児休業又は介護休業をした期間がある場合は、当該期間を旧規程に基づき除算したうえで、前項に規定する退職手当の額を算出するものとする。
- 3 第1項に規定する数値に小数点未満の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。

(勤続ポイント)

第34条 勤続ポイントは、勤続年数に相当する数値をいう。

- 2 前項に規定する勤続ポイントは、別表9に掲げるとおりとする。
- 3 正規職員における別表9の勤続年数の適用については、基準日を4月1日とし、当該正規職員が当該一の期間の末日まで勤務することを前提とした場合の在職年数とする。
- 4 前項に規定する在職年数は、正規職員となった日から、前項の規定による当該一の期間の末日までの年数（以下「別表11」及び「別表12」において同じ。）をいう。

(職位ポイント)

第35条 職位ポイントは、別表3職能給表のア事務職員、イ業務職員Ⅰ職員及びウ業務職員Ⅱ職員それぞれの表中、それぞれの職位の級に相当する数値をいう。

- 2 前項に規定する職位ポイントは、別表10に掲げるとおりとする。

3 正規職員における職位ポイントについては、一の期間における当該正規職員の4月1日時点の職位の級に相当する数値を適用する。

4 一の期間の中途に昇格又は降格した場合は、前項の規定にかかわらず、当該職位の期間に応じて職位ポイントの数値を算出するものとする。

5 前項に規定する数値に小数点未満の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。
(職能ポイント)

第36条 職能ポイントは、別表3職能給表のア事務職員、イ業務職員Ⅰ職員及びウ業務職員Ⅱ職員それぞれの表中、正規職員の職位に応じた職能給の号給に相当する金額に職能ポイント率を乗じて1,000で除して得た数値をいう。

2 前項に規定する職能ポイント率は、別表11に掲げるとおりとする。

3 正規職員における職能ポイント率については、当該正規職員の4月1日時点の職位の級に相当する数値を適用する。

4 一の期間の中途に昇給又は降給した場合は、前項の規定にかかわらず、昇給又は降給の前の職能給に職能ポイント率を乗じて得たものに、当該職能給の適用の期間に応じて算出した数値に、昇給又は降給の後の職能給に職能ポイント率を乗じて得たものに、当該職能給の適用の期間に応じて算出した数値を加算し、1,000で除して得た数値をいう。

5 第1項及び前項に規定する数値に小数点未満の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。

(合計ポイント)

第37条 正規職員が一の期間において取得するポイントは、第34条から第36条までに規定する勤続ポイント、職位ポイント及び職能ポイントを加算したポイント(以下「合計ポイント」という。)の数値とする。

2 前項の規定にかかわらず、正規職員が一の期間において、当該期間の途中で退職した場合又は第41条第4項の規定に該当する場合は、一の期間から当該除算すべき期間を除いた期間に応じた合計ポイントの数値とする。

3 前項に規定する数値に小数点未満の端数が生じた場合は、小数点第一位を四捨五入する。

4 合計ポイントは、正規職員が退職するまでのそれぞれ一の期間に対し、付与するものとする。

(累計ポイント)

第38条 累計ポイントは、前条第4項の規定により正規職員が退職するまでに付与された合計ポイントを累計した数値をいう。

(退職手当の計算方法)

第39条 退職手当は、第33条に規定する持分ポイントに前条に規定する累計ポイントを加算した数値に1,000を乗じたうえで、次条に規定する退職事由別係数を乗じて得た額とする。

(退職事由別係数)

第40条 退職事由別係数は、別表12に掲げるとおりとする。

2 正規職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の規定にかかわらず、次項の規定によるものとする。

(1) その者の非違によることなく勸奨を受けて退職した場合(理事長の承認を得たものに限る。)

(2) 業務上の負傷又は死亡により退職した場合

(3) 協会の都合で退職した場合

3 前項各号のいずれかに該当する場合は、第1項に規定する表のうち、就業規則第39条の規定による退職の欄を適用し、当該退職の事由及び協会の実情を勘案したうえで、勤続年数に応じた数値に100分の5以内で理事長が定める数値を加算した数値とする。ただし、退職事由別係数が100分の125である場合は、この限りではない。

4 前項の規定にかかわらず、第1項に規定する表のうち勤続期間が3年未満の者で、第2項各号のいずれかに該当する場合は、退職事由別係数は100分の100とする。

(勤続期間の計算)

第41条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員として引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、正規職員となった日の属する月から退職した日の属す

る月までの月数による。

- 3 第1項に規定する正規職員として引き続いた在職期間には、別表13に掲げる事業所の正規職員として引き続いた期間を含むものとする。ただし、退職により、この規程に定められている退職手当に相当する給付を受けているときは、当該給付の計算の基礎となった在職期間は、その者の正規職員として引き続いた在職期間に含めないものとする。
- 4 前3項の規定による在職期間のうちに、就業規則第13条の規定による休職、就業規則第57条第4号の規定による出勤停止その他これらに準ずる事由により現に業務に従事することを要しない期間のある月（現に業務に従事することを要する日のあった月を除く。）が1以上あったときは、その月の2分の1に相当する月数を前3項の規定により計算した在職期間から除算する。
- 5 在職期間からの除算に当たっては、除算の事由の該当となった当該一の期間から、前項の規定に基づき当該除算すべき期間を除算し、それぞれ一の期間における勤続期間を確定するものとする。
- 6 前項に規定するそれぞれ一の期間における勤続期間の計算にあつては、1箇月未満の端数については、15日以上を1箇月とし、15日未満についてはこれを切り捨てる。
（中小企業退職金共済制度との併用）

第42条 正規職員の退職手当については、協会と機構・中退共の併用での支給とする。

- 2 機構・中退共から支給される退職手当の額が第39条の規定により算出された額より少ないときは、その満たない額を協会より支給する。
- 3 第31条第1項第2号から第4号までの事由により退職手当の支給をしない場合は、機構・中退共から支給される退職手当については、協会はその額の一部又は全額を支給しない申し出をすることがある。

（遺族の範囲、支給順位等）

第43条 労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第42条から第44条までの規定は、死亡による退職手当の支給を受ける遺族の範囲、支給順位等について準用する。

（支給時期）

第44条 退職手当は、正規職員の退職した日後1箇月以内に支給する。

附則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 年齢給表
ア 事務職員

年齢	年齢給
18	35,000
19	35,500
20	36,000
21	36,500
22	37,000
23	37,500
24	38,000
25	38,500
26	39,000
27	39,500
28	40,000
29	40,500
30	41,000
31	41,500
32	42,000
33	42,500
34	43,000
35	43,500
36	44,000
37	44,500
38	45,000
39	45,500
40	46,000
41	46,500
42	47,000
43	47,500
44	48,000
45	48,500
46	49,000
47	49,500
48	50,000
49	50,500
50	51,000
51	51,400
52	51,800
53	52,200
54	52,600
55	53,000
56	53,000
57	53,000
58	53,000
59	53,000
60	53,000

イ 業務職員 I 職員

年齢	年齢給
18	35,000
19	35,500
20	36,000
21	36,500
22	37,000
23	37,500
24	38,000
25	38,500
26	39,000
27	39,500
28	40,000
29	40,500
30	41,000
31	41,500
32	42,000
33	42,500
34	43,000
35	43,500
36	44,000
37	44,500
38	45,000
39	45,500
40	46,000
41	46,500
42	47,000
43	47,500
44	48,000
45	48,500
46	49,000
47	49,500
48	50,000
49	50,500
50	51,000
51	51,400
52	51,800
53	52,200
54	52,600
55	53,000
56	53,400
57	53,800
58	53,800
59	53,800
60	53,800

ウ 業務職員Ⅱ職員

年齢	年齢給
18	31,500
19	31,950
20	32,400
21	32,850
22	33,300
23	33,750
24	34,200
25	34,650
26	35,100
27	35,550
28	36,000
29	36,450
30	36,900
31	37,350
32	37,800
33	38,250
34	38,700
35	39,150
36	39,600
37	40,050
38	40,500
39	40,950
40	41,400
41	41,850
42	42,300
43	42,750
44	43,200
45	43,650
46	44,100
47	44,550
48	45,000
49	45,450
50	45,900
51	46,250
52	46,600
53	46,950
54	47,300
55	47,650
56	48,000
57	48,350
58	48,350
59	48,350
60	48,350

別表 2 勤続給表

ア 事務職員

号給	勤続給
1	35,000
2	36,500
3	38,000
4	39,500
5	41,000
6	42,500
7	44,000
8	45,500
9	47,000
10	48,500
11	50,000
12	51,500
13	53,000
14	54,500
15	56,000
16	57,500
17	59,000
18	60,500
19	61,500
20	62,500
21	63,500
22	64,500
23	65,500
24	66,500
25	67,500
26	68,500
27	69,500
28	70,500
29	71,500
30	72,500
31	73,500
32	74,500
33	75,500
34	76,500
35	77,500
36	78,500
37	79,500
38	80,500
39	80,500
40	80,500
41	80,500
42	80,500
43	80,500

イ 業務職員 I 職員

号給	勤続給
1	35,000
2	36,500
3	38,000
4	39,500
5	41,000
6	42,500
7	44,000
8	45,500
9	47,000
10	48,500
11	50,000
12	51,500
13	53,000
14	54,500
15	56,000
16	57,500
17	59,000
18	60,500
19	61,500
20	62,500
21	63,500
22	64,500
23	65,500
24	66,500
25	67,500
26	68,500
27	69,500
28	70,500
29	71,500
30	72,500
31	73,500
32	74,500
33	75,500
34	76,500
35	77,500
36	78,500
37	79,500
38	80,500
39	81,500
40	82,500
41	82,500
42	82,500
43	82,500

ウ 業務職員Ⅱ職員

号給	勤続給
1	31,500
2	32,850
3	34,200
4	35,550
5	36,900
6	38,250
7	39,600
8	40,950
9	42,300
10	43,650
11	45,000
12	46,350
13	47,700
14	49,050
15	50,400
16	51,750
17	53,100
18	54,450
19	55,350
20	56,250
21	57,150
22	58,050
23	58,950
24	59,850
25	60,750
26	61,650
27	62,550
28	63,450
29	64,350
30	65,250
31	66,150
32	67,050
33	67,950
34	68,850
35	69,750
36	70,650
37	71,550
38	72,450
39	73,350
40	74,250
41	74,250
42	74,250
43	74,250

別表3 職能給表
ア 事務職員

号 給	1 級		号 給	2 級		号 給	3 級		号 給	4 級		号 給	5 級		号 給	6 級	
	事務職員			事務副主任			事務主任			係長			課長			事務局長	
	職能給 月額			職能給 月額			職能給 月額			職能給 月額			職能給 月額			職能給 月額	
1	93,200	1	94,600	1	122,650	1	143,650	1	170,950	1	208,150						
2	93,900	2	95,450	2	123,650	2	144,950	2	172,500	2	210,250						
3	94,600	3	96,300	3	124,650	3	146,250	3	174,050	3	212,350						
4	95,300	4	97,150	4	125,650	4	147,550	4	175,600	4	214,450						
5	96,000	5	98,000	5	126,650	5	148,850	5	177,150	5	216,550						
6	96,700	6	98,850	6	127,650	6	150,150	6	178,700	6	218,650						
7	97,400	7	99,700	7	128,650	7	151,450	7	180,250	7	220,750						
8	98,100	8	100,550	8	129,650	8	152,750	8	181,800	8	222,850						
9	98,800	9	101,400	9	130,650	9	154,050	9	183,350	9	224,950						
10	99,500	10	102,250	10	131,650	10	155,350	10	184,900	10	227,050						
11	100,200	11	103,100	11	132,650	11	156,650	11	186,450	11	229,150						
12	100,900	12	103,950	12	133,650	12	157,950	12	188,000	12	231,250						
13	101,600	13	104,800	13	134,650	13	159,250	13	189,550	13	233,350						
14	102,300	14	105,650	14	135,650	14	160,550	14	191,100	14	235,450						
15	103,000	15	106,500	15	136,650	15	161,850	15	192,650	15	237,550						
16	103,700	16	107,350	16	137,650	16	163,150	16	194,200	16	239,650						
17	104,400	17	108,200	17	138,650	17	164,450	17	195,750	17	241,750						
18	105,100	18	109,050	18	139,650	18	165,750	18	197,300	18	243,850						
19	105,800	19	109,900	19	140,650	19	167,050	19	198,850	19	245,950						
20	106,500	20	110,750	20	141,650	20	168,350	20	200,400	20	248,050						
21	107,200	21	111,600	21	142,650	21	169,650	21	201,950	21	250,150						
22	107,900	22	112,450	22	143,650	22	170,950	22	203,500	22	252,250						
23	108,600	23	113,300	23	144,650	23	172,250	23	205,050	23	254,350						
24	109,300	24	114,150	24	145,650	24	173,550	24	206,600	24	256,450						
25	110,000	25	115,000	25	146,650	25	174,850	25	208,150	25	258,550						
26	110,700	26	115,850	26	147,650	26	176,150	26	209,700	26	260,650						
27	111,400	27	116,700	27	148,650	27	177,450	27	211,250	27	262,750						
28	112,100	28	117,550	28	149,650	28	178,750	28	212,800	28	264,850						
29	112,800	29	118,400	29	150,650	29	180,050	29	214,350	29	266,950						
30	113,500	30	119,250	30	151,650	30	181,350	30	215,900	30	269,050						
31	114,200	31	120,100	31	152,650	31	182,650	31	217,450	31	271,150						
32	114,900	32	120,950	32	153,650	32	183,950	32	219,000	32	273,250						
33	115,600	33	121,800	33	154,650	33	185,250	33	220,550	33	275,350						
34	116,300	34	122,650	34	155,650	34	186,550	34	222,100	34	277,450						
35	117,000	35	123,500	35	156,650	35	187,850	35	223,650	35	279,550						
36	117,700	36	124,350	36	157,650	36	189,150	36	225,200	36	281,650						
37	118,400	37	125,200	37	158,650	37	190,450	37	226,750	37	283,750						
38	119,100	38	126,050	38	159,650	38	191,750	38	228,300	38	285,850						
39	119,800	39	126,900	39	160,650	39	193,050	39	229,850	39	287,950						
40	120,500	40	127,750	40	161,650	40	194,350	40	231,400	40	290,050						

ア 事務職員

号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級		6 級	
	事務職員	号給	事務副主任	号給	事務主任	号給	係長	号給	課長	号給	事務局長	
	職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額	職能給 月額
41	121,200	41	128,600	41	162,650	41	195,650	41	232,950	41	292,150	
42	121,900	42	129,450	42	163,650	42	196,950	42	234,500	42	294,250	
43	122,600	43	130,300	43	164,650	43	198,250	43	236,050	43	296,350	
44	123,300	44	131,150	44	165,650	44	199,550	44	237,600	44		
45	124,000	45	132,000	45	166,650	45	200,850	45	239,150	45		
46	124,700	46	132,850	46	167,650	46	202,150	46	240,700	46		
47	125,400	47	133,700	47	168,650	47	203,450	47	242,250	47		
48	126,100	48	134,550	48	169,650	48	204,750	48	243,800	48		
49	126,800	49	135,400	49	170,650	49	206,050	49	245,350	49		
50	127,500	50	136,250	50	171,650	50	207,350	50	246,900	50		
51	128,200	51	137,100	51	172,650	51	208,650	51	248,450	51		
52	128,900	52	137,950	52	173,650	52	209,950	52	250,000	52		
53	129,600	53	138,800	53	174,650	53	211,250	53	251,550	53		
54	130,300	54	139,650	54	175,650	54	212,550	54	253,100	54		
55	131,000	55	140,500	55	176,650	55	213,850	55	254,650	55		
56	131,700	56	141,350	56	177,650	56	215,150	56	256,200	56		
57	132,400	57	142,200	57	178,650	57	216,450	57	257,750	57		
58	133,100	58	143,050	58	179,650	58	217,750	58	259,300	58		
59	133,800	59	143,900	59	180,650	59	219,050	59	260,850	59		
60	134,500	60	144,750	60	181,650	60	220,350	60	262,400	60		
61	135,200	61	145,600	61	182,650	61	221,650	61	263,950	61		
62	135,900	62	146,450	62	183,650	62	222,950	62	265,500	62		
63	136,600	63	147,300	63	184,650	63	224,250	63	267,050	63		
64	137,300	64	148,150	64	185,650	64	225,550	64	268,600	64		
65	138,000	65	149,000	65	186,650	65	226,850	65	270,150	65		
66	138,700	66	149,850	66	187,650	66	228,150	66	271,700	66		
67	139,400	67	150,700	67	188,650	67	229,450	67	273,250	67		
68	140,100	68	151,550	68	189,650	68	230,750	68		68		
69	140,800	69	152,400	69	190,650	69	232,050	69		69		
70	141,500	70	153,250	70	191,650	70	233,350	70		70		
71	142,200	71	154,100	71	192,650	71	234,650	71		71		
72	142,900	72	154,950	72	193,650	72	235,950	72		72		
73	143,600	73	155,800	73	194,650	73	237,250	73		73		
74	144,300	74	156,650	74	195,650	74	238,550	74		74		
75	145,000	75	157,500	75	196,650	75	239,850	75		75		
76	145,700	76	158,350	76	197,650	76	241,150	76		76		
77	146,400	77	159,200	77	198,650	77	242,450	77		77		
78	147,100	78	160,050	78	199,650	78	243,750	78		78		
79	147,800	79	160,900	79	200,650	79	245,050	79		79		
80	148,500	80	161,750	80	201,650	80	246,350	80		80		

ア 事務職員

号給	1級	号給	2級	号給	3級	号給	4級	号給	5級	号給	6級
	事務職員		事務副主任		事務主任		係長		課長		事務局長
	職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額
81	149,200	81	162,600	81	202,650	81	247,650	81		81	
82	149,900	82	163,450	82	203,650	82	248,950	82		82	
83	150,600	83	164,300	83	204,650	83	250,250	83		83	
84	151,300	84	165,150	84	205,650	84	251,550	84		84	
85	152,000	85	166,000	85	206,650	85	252,850	85		85	
86	152,700	86	166,850	86	207,650	86	254,150	86		86	
87	153,400	87	167,700	87	208,650	87	255,450	87		87	
88	154,100	88	168,550	88	209,650	88	256,750	88		88	
89	154,800	89	169,400	89	210,650	89	258,050	89		89	
90	155,500	90	170,250	90	211,650	90	259,350	90		90	
91	156,200	91	171,100	91	212,650	91	260,650	91		91	
92	156,900	92	171,950	92	213,650	92		92		92	
93	157,600	93	172,800	93	214,650	93		93		93	
94	158,300	94	173,650	94	215,650	94		94		94	
95	159,000	95	174,500	95	216,650	95		95		95	
96	159,700	96	175,350	96	217,650	96		96		96	
97	160,400	97	176,200	97	218,650	97		97		97	
98	161,100	98	177,050	98	219,650	98		98		98	
99	161,800	99	177,900	99	220,650	99		99		99	
100	162,500	100	178,750	100	221,650	100		100		100	
101	163,200	101	179,600	101	222,650	101		101		101	
102	163,900	102	180,450	102	223,650	102		102		102	
103	164,600	103	181,300	103	224,650	103		103		103	
104	165,300	104	182,150	104	225,650	104		104		104	
105	166,000	105	183,000	105	226,650	105		105		105	
106	166,700	106	183,850	106	227,650	106		106		106	
107	167,400	107	184,700	107	228,650	107		107		107	
108	168,100	108	185,550	108	229,650	108		108		108	
109	168,800	109	186,400	109	230,650	109		109		109	
110	169,500	110	187,250	110	231,650	110		110		110	
111	170,200	111	188,100	111	232,650	111		111		111	
112	170,900	112	188,950	112	233,650	112		112		112	
113	171,600	113		113		113		113		113	
114	172,300	114		114		114		114		114	
115	173,000	115		115		115		115		115	
116	173,700	116		116		116		116		116	
117	174,400	117		117		117		117		117	
118	175,100	118		118		118		118		118	

イ 業務職員 I 職員

号給	1 級	号給	2 級	号給	3 級	号給	4 級	号給	5 級
	調理員・ 汽かん員		調理副班長・ 上席汽かん員		調理班長・ 汽かん副主任		調理場長・ 汽かん主任		統括調理場長・ 副統括調理場 長
	職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額
1	93,200	1	94,500	1	90,100	1	91,900	1	150,700
2	93,850	2	95,300	2	91,100	2	93,100	2	152,200
3	94,500	3	96,100	3	92,100	3	94,300	3	153,700
4	95,150	4	96,900	4	93,100	4	95,500	4	155,200
5	95,800	5	97,700	5	94,100	5	96,700	5	156,700
6	96,450	6	98,500	6	95,100	6	97,900	6	158,200
7	97,100	7	99,300	7	96,100	7	99,100	7	159,700
8	97,750	8	100,100	8	97,100	8	100,300	8	161,200
9	98,400	9	100,900	9	98,100	9	101,500	9	162,700
10	99,050	10	101,700	10	99,100	10	102,700	10	164,200
11	99,700	11	102,500	11	100,100	11	103,900	11	165,700
12	100,350	12	103,300	12	101,100	12	105,100	12	167,200
13	101,000	13	104,100	13	102,100	13	106,300	13	168,700
14	101,650	14	104,900	14	103,100	14	107,500	14	170,200
15	102,300	15	105,700	15	104,100	15	108,700	15	171,700
16	102,950	16	106,500	16	105,100	16	109,900	16	173,200
17	103,600	17	107,300	17	106,100	17	111,100	17	174,700
18	104,250	18	108,100	18	107,100	18	112,300	18	176,200
19	104,900	19	108,900	19	108,100	19	113,500	19	177,700
20	105,550	20	109,700	20	109,100	20	114,700	20	179,200
21	106,200	21	110,500	21	110,100	21	115,900	21	180,700
22	106,850	22	111,300	22	111,100	22	117,100	22	182,200
23	107,500	23	112,100	23	112,100	23	118,300	23	183,700
24	108,150	24	112,900	24	113,100	24	119,500	24	185,200
25	108,800	25	113,700	25	114,100	25	120,700	25	186,700
26	109,450	26	114,500	26	115,100	26	121,900	26	188,200
27	110,100	27	115,300	27	116,100	27	123,100	27	189,700
28	110,750	28	116,100	28	117,100	28	124,300	28	191,200
29	111,400	29	116,900	29	118,100	29	125,500	29	192,700
30	112,050	30	117,700	30	119,100	30	126,700	30	194,200
31	112,700	31	118,500	31	120,100	31	127,900	31	195,700
32	113,350	32	119,300	32	121,100	32	129,100	32	197,200
33	114,000	33	120,100	33	122,100	33	130,300	33	198,700
34	114,650	34	120,900	34	123,100	34	131,500	34	200,200
35	115,300	35	121,700	35	124,100	35	132,700	35	201,700
36	115,950	36	122,500	36	125,100	36	133,900	36	203,200
37	116,600	37	123,300	37	126,100	37	135,100	37	204,700
38	117,250	38	124,100	38	127,100	38	136,300	38	206,200
39	117,900	39	124,900	39	128,100	39	137,500	39	207,700
40	118,550	40	125,700	40	129,100	40	138,700	40	209,200

イ 業務職員 I 職員

号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	調理員・ 汽かん員	号給	調理副班長・ 上席汽かん員	号給	調理班長・ 汽かん副主任	号給	調理場長・ 汽かん主任	号給	統括調理場長・ 副統括調理場 長	
	職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額	
41	119,200	41	126,500	41	130,100	41	139,900	41	210,700	
42	119,850	42	127,300	42	131,100	42	141,100	42	212,200	
43	120,500	43	128,100	43	132,100	43	142,300	43	213,700	
44	121,150	44	128,900	44	133,100	44	143,500	44	215,200	
45	121,800	45	129,700	45	134,100	45	144,700	45	216,700	
46	122,450	46	130,500	46	135,100	46	145,900	46	218,200	
47	123,100	47	131,300	47	136,100	47	147,100	47	219,700	
48	123,750	48	132,100	48	137,100	48	148,300	48	221,200	
49	124,400	49	132,900	49	138,100	49	149,500	49	222,700	
50	125,050	50	133,700	50	139,100	50	150,700	50	224,200	
51	125,700	51	134,500	51	140,100	51	151,900	51	225,700	
52	126,350	52	135,300	52	141,100	52	153,100	52	227,200	
53	127,000	53	136,100	53	142,100	53	154,300	53	228,700	
54	127,650	54	136,900	54	143,100	54	155,500	54	230,200	
55	128,300	55	137,700	55	144,100	55	156,700	55	231,700	
56	128,950	56	138,500	56	145,100	56	157,900	56		
57	129,600	57	139,300	57	146,100	57	159,100	57		
58	130,250	58	140,100	58	147,100	58	160,300	58		
59	130,900	59	140,900	59	148,100	59	161,500	59		
60	131,550	60	141,700	60	149,100	60	162,700	60		
61	132,200	61	142,500	61	150,100	61	163,900	61		
62	132,850	62	143,300	62	151,100	62	165,100	62		
63	133,500	63	144,100	63	152,100	63	166,300	63		
64	134,150	64	144,900	64	153,100	64	167,500	64		
65	134,800	65	145,700	65	154,100	65	168,700	65		
66	135,450	66	146,500	66	155,100	66	169,900	66		
67	136,100	67	147,300	67	156,100	67	171,100	67		
68	136,750	68	148,100	68	157,100	68	172,300	68		
69	137,400	69	148,900	69	158,100	69	173,500	69		
70	138,050	70	149,700	70	159,100	70	174,700	70		
71	138,700	71	150,500	71	160,100	71	175,900	71		
72	139,350	72	151,300	72	161,100	72	177,100	72		
73	140,000	73	152,100	73	162,100	73	178,300	73		
74	140,650	74	152,900	74	163,100	74	179,500	74		
75	141,300	75	153,700	75	164,100	75	180,700	75		
76	141,950	76	154,500	76	165,100	76	181,900	76		
77	142,600	77	155,300	77	166,100	77	183,100	77		
78	143,250	78	156,100	78	167,100	78	184,300	78		
79	143,900	79	156,900	79	168,100	79	185,500	79		
80	144,550	80	157,700	80	169,100	80	186,700	80		

イ 業務職員 I 職員

号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	調理員・ 汽かん員	号給	調理副班長・ 上席汽かん員	号給	調理班長・ 汽かん副主任	号給	調理場長・ 汽かん主任	号給	統括調理場長・ 副統括調理場 長	
	職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額		職能給 月額	
81	145,200	81	158,500	81	170,100	81	187,900	81		
82	145,850	82	159,300	82	171,100	82	189,100	82		
83	146,500	83	160,100	83	172,100	83	190,300	83		
84	147,150	84	160,900	84	173,100	84	191,500	84		
85	147,800	85	161,700	85	174,100	85	192,700	85		
86	148,450	86	162,500	86	175,100	86	193,900	86		
87	149,100	87	163,300	87	176,100	87	195,100	87		
88	149,750	88	164,100	88	177,100	88	196,300	88		
89	150,400	89	164,900	89	178,100	89	197,500	89		
90	151,050	90	165,700	90	179,100	90	198,700	90		
91	151,700	91	166,500	91	180,100	91	199,900	91		
92	152,350	92	167,300	92	181,100	92	201,100	92		
93	153,000	93	168,100	93	182,100	93	202,300	93		
94	153,650	94	168,900	94	183,100	94	203,500	94		
95	154,300	95	169,700	95	184,100	95	204,700	95		
96	154,950	96	170,500	96	185,100	96	205,900	96		
97	155,600	97	171,300	97	186,100	97	207,100	97		
98	156,250	98	172,100	98	187,100	98	208,300	98		
99	156,900	99	172,900	99	188,100	99	209,500	99		
100	157,550	100	173,700	100	189,100	100	210,700	100		
101	158,200	101	174,500	101	190,100	101	211,900	101		
102	158,850	102	175,300	102	191,100	102	213,100	102		
103	159,500	103	176,100	103	192,100	103	214,300	103		
104	160,150	104	176,900	104	193,100	104	215,500	104		
105	160,800	105	177,700	105	194,100	105		105		
106	161,450	106	178,500	106	195,100	106		106		
107	162,100	107	179,300	107	196,100	107		107		
108	162,750	108	180,100	108	197,100	108		108		
109	163,400	109	180,900	109	198,100	109		109		
110	164,050	110	181,700	110	199,100	110		110		
111	164,700	111	182,500	111	200,100	111		111		
112	165,350	112	183,300	112	201,100	112		112		
113	166,000	113		113	202,100	113		113		
114	166,650	114		114	203,100	114		114		
115	167,300	115		115	204,100	115		115		
116	167,950	116		116	205,100	116		116		
117	168,600	117		117	206,100	117		117		
118	169,250	118		118	207,100	118		118		

ウ 業務職員Ⅱ職員

号給	1級	号給	2級	号給	3級	号給	4級	号給	5級
	調理員・ 汽かん員		調理副班長・ 上席汽かん員		調理班長・ 汽かん副主任		調理場長・ 汽かん主任		統括調理場 長・ 副統括調理場 長
	職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額
1	83,400	1	84,600	1	80,600	1	82,550	1	134,000
2	84,000	2	85,300	2	81,500	2	83,600	2	135,350
3	84,600	3	86,000	3	82,400	3	84,650	3	136,700
4	85,200	4	86,700	4	83,300	4	85,700	4	138,050
5	85,800	5	87,400	5	84,200	5	86,750	5	139,400
6	86,400	6	88,100	6	85,100	6	87,800	6	140,750
7	87,000	7	88,800	7	86,000	7	88,850	7	142,100
8	87,600	8	89,500	8	86,900	8	89,900	8	143,450
9	88,200	9	90,200	9	87,800	9	90,950	9	144,800
10	88,800	10	90,900	10	88,700	10	92,000	10	146,150
11	89,400	11	91,600	11	89,600	11	93,050	11	147,500
12	90,000	12	92,300	12	90,500	12	94,100	12	148,850
13	90,600	13	93,000	13	91,400	13	95,150	13	150,200
14	91,200	14	93,700	14	92,300	14	96,200	14	151,550
15	91,800	15	94,400	15	93,200	15	97,250	15	152,900
16	92,400	16	95,100	16	94,100	16	98,300	16	154,250
17	93,000	17	95,800	17	95,000	17	99,350	17	155,600
18	93,600	18	96,500	18	95,900	18	100,400	18	156,950
19	94,200	19	97,200	19	96,800	19	101,450	19	158,300
20	94,800	20	97,900	20	97,700	20	102,500	20	159,650
21	95,400	21	98,600	21	98,600	21	103,550	21	161,000
22	96,000	22	99,300	22	99,500	22	104,600	22	162,350
23	96,600	23	100,000	23	100,400	23	105,650	23	163,700
24	97,200	24	100,700	24	101,300	24	106,700	24	165,050
25	97,800	25	101,400	25	102,200	25	107,750	25	166,400
26	98,400	26	102,100	26	103,100	26	108,800	26	167,750
27	99,000	27	102,800	27	104,000	27	109,850	27	169,100
28	99,600	28	103,500	28	104,900	28	110,900	28	170,450
29	100,200	29	104,200	29	105,800	29	111,950	29	171,800
30	100,800	30	104,900	30	106,700	30	113,000	30	173,150
31	101,400	31	105,600	31	107,600	31	114,050	31	174,500
32	102,000	32	106,300	32	108,500	32	115,100	32	175,850
33	102,600	33	107,000	33	109,400	33	116,150	33	177,200
34	103,200	34	107,700	34	110,300	34	117,200	34	178,550
35	103,800	35	108,400	35	111,200	35	118,250	35	179,900
36	104,400	36	109,100	36	112,100	36	119,300	36	181,250
37	105,000	37	109,800	37	113,000	37	120,350	37	182,600
38	105,600	38	110,500	38	113,900	38	121,400	38	183,950
39	106,200	39	111,200	39	114,800	39	122,450	39	185,300
40	106,800	40	111,900	40	115,700	40	123,500	40	186,650

ウ 業務職員Ⅱ職員

号給	1級	号給	2級	号給	3級	号給	4級	号給	5級
	調理員・ 汽かん員		調理副班長・ 上席汽かん員		調理班長・ 汽かん副主任		調理場長・ 汽かん主任		統括調理場 長・ 副統括調理場 長
	職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額
41	107,400	41	112,600	41	116,600	41	124,550	41	188,000
42	108,000	42	113,300	42	117,500	42	125,600	42	189,350
43	108,600	43	114,000	43	118,400	43	126,650	43	190,700
44	109,200	44	114,700	44	119,300	44	127,700	44	192,050
45	109,800	45	115,400	45	120,200	45	128,750	45	193,400
46	110,400	46	116,100	46	121,100	46	129,800	46	194,750
47	111,000	47	116,800	47	122,000	47	130,850	47	196,100
48	111,600	48	117,500	48	122,900	48	131,900	48	197,450
49	112,200	49	118,200	49	123,800	49	132,950	49	198,800
50	112,800	50	118,900	50	124,700	50	134,000	50	200,150
51	113,400	51	119,600	51	125,600	51	135,050	51	201,500
52	114,000	52	120,300	52	126,500	52	136,100	52	202,850
53	114,600	53	121,000	53	127,400	53	137,150	53	204,200
54	115,200	54	121,700	54	128,300	54	138,200	54	205,550
55	115,800	55	122,400	55	129,200	55	139,250	55	206,900
56	116,400	56	123,100	56	130,100	56	140,300	56	
57	117,000	57	123,800	57	131,000	57	141,350	57	
58	117,600	58	124,500	58	131,900	58	142,400	58	
59	118,200	59	125,200	59	132,800	59	143,450	59	
60	118,800	60	125,900	60	133,700	60	144,500	60	
61	119,400	61	126,600	61	134,600	61	145,550	61	
62	120,000	62	127,300	62	135,500	62	146,600	62	
63	120,600	63	128,000	63	136,400	63	147,650	63	
64	121,200	64	128,700	64	137,300	64	148,700	64	
65	121,800	65	129,400	65	138,200	65	149,750	65	
66	122,400	66	130,100	66	139,100	66	150,800	66	
67	123,000	67	130,800	67	140,000	67	151,850	67	
68	123,600	68	131,500	68	140,900	68	152,900	68	
69	124,200	69	132,200	69	141,800	69	153,950	69	
70	124,800	70	132,900	70	142,700	70	155,000	70	
71	125,400	71	133,600	71	143,600	71	156,050	71	
72	126,000	72	134,300	72	144,500	72	157,100	72	
73	126,600	73	135,000	73	145,400	73	158,150	73	
74	127,200	74	135,700	74	146,300	74	159,200	74	
75	127,800	75	136,400	75	147,200	75	160,250	75	
76	128,400	76	137,100	76	148,100	76	161,300	76	
77	129,000	77	137,800	77	149,000	77	162,350	77	
78	129,600	78	138,500	78	149,900	78	163,400	78	
79	130,200	79	139,200	79	150,800	79	164,450	79	
80	130,800	80	139,900	80	151,700	80	165,500	80	

ウ 業務職員Ⅱ職員

号給	1 級		2 級		3 級		4 級		5 級	
	調理員・ 汽かん員		調理副班長・ 上席汽かん員		調理班長・ 汽かん副主任		調理場長・ 汽かん主任		統括調理場 長・ 副統括調理場 長	
	職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額		職能給月額	
81	131,400	81	140,600	81	152,600	81	166,550	81		
82	132,000	82	141,300	82	153,500	82	167,600	82		
83	132,600	83	142,000	83	154,400	83	168,650	83		
84	133,200	84	142,700	84	155,300	84	169,700	84		
85	133,800	85	143,400	85	156,200	85	170,750	85		
86	134,400	86	144,100	86	157,100	86	171,800	86		
87	135,000	87	144,800	87	158,000	87	172,850	87		
88	135,600	88	145,500	88	158,900	88	173,900	88		
89	136,200	89	146,200	89	159,800	89	174,950	89		
90	136,800	90	146,900	90	160,700	90	176,000	90		
91	137,400	91	147,600	91	161,600	91	177,050	91		
92	138,000	92	148,300	92	162,500	92	178,100	92		
93	138,600	93	149,000	93	163,400	93	179,150	93		
94	139,200	94	149,700	94	164,300	94	180,200	94		
95	139,800	95	150,400	95	165,200	95	181,250	95		
96	140,400	96	151,100	96	166,100	96	182,300	96		
97	141,000	97	151,800	97	167,000	97	183,350	97		
98	141,600	98	152,500	98	167,900	98	184,400	98		
99	142,200	99	153,200	99	168,800	99	185,450	99		
100	142,800	100	153,900	100	169,700	100	186,500	100		
101	143,400	101	154,600	101	170,600	101	187,550	101		
102	144,000	102	155,300	102	171,500	102	188,600	102		
103	144,600	103	156,000	103	172,400	103	189,650	103		
104	145,200	104	156,700	104	173,300	104		104		
105	145,800	105	157,400	105	174,200	105		105		
106	146,400	106	158,100	106	175,100	106		106		
107	147,000	107	158,800	107	176,000	107		107		
108	147,600	108	159,500	108	176,900	108		108		
109	148,200	109	160,200	109	177,800	109		109		
110	148,800	110	160,900	110	178,700	110		110		
111	149,400	111	161,600	111	179,600	111		111		
112	150,000	112	162,300	112	180,500	112		112		
113	150,600	113		113	181,400	113		113		
114	151,200	114		114	182,300	114		114		
115	151,800	115		115	183,200	115		115		
116	152,400	116		116	184,100	116		116		
117	153,000	117		117	185,000	117		117		
118	153,600	118		118	185,900	118		118		

別表4 事務職員職能給初任給基準表

学 歴	級 号	職能給月額
大 学 卒	1 級 26 号給	110,700
短大3卒	1 級 21 号給	107,200
短大2卒	1 級 11 号給	100,200
高 校 卒	1 級 1 号給	93,200

別表5 初任給前歴年数調整表

経 歴	前職の期間	調整号給
学校給食の調理業務における正規職員としての在職期間 ※1	1年以上2年以下	+4号給
	2年超4年以下	+8号給
	4年超6年以下	+12号給
	6年超8年以下	+16号給
	8年超10年以下	+20号給
	10年超	+24号給
学校給食以外の調理業務において正規職員としての在職期間 ※2	1年以上4年以下	+4号給
	4年超8年以下	+8号給
	8年超10年以下	+12号給
	10年超	+16号給
学校給食の調理業務における非正規職員としての在職期間 ※1	1年以上4年以下	+4号給
	4年超8年以下	+8号給
	8年超10年以下	+12号給
	10年超	+16号給

※1 「学校給食衛生管理基準（文部科学省）」に基づく施設

※2 「大量調理施設衛生管理マニュアル（厚生労働省）」に基づく施設

別表6 支給割合

基準日	支給割合
6月1日	100分の190
12月1日	100分の210

別表7 勤務期間率

勤務期間	割合
6箇月	100分の100
5箇月以上6箇月未満	100分の90
4箇月以上5箇月未満	100分の70
3箇月以上4箇月未満	100分の50
2箇月以上3箇月未満	100分の30
1箇月以上2箇月未満	100分の15

別表8 賞与成績率

評価点数	成績率
80点以上	1.20
75点以上80点未満	1.15
70点以上75点未満	1.10
65点以上70点未満	1.05
50点以上65点未満	1.00
45点以上50点未満	0.95
40点以上45点未満	0.90
35点以上40点未満	0.85
35点未満	0.80

別表9 勤続ポイント

勤続期間	事務職員	業務職員Ⅰ職員	業務職員Ⅱ職員
1年未満	0	0	0
1年以上2年未満	10	10	9
2年以上3年未満	10	10	9
3年以上4年未満	10	10	9
4年以上5年未満	10	10	9
5年以上6年未満	40	40	36
6年以上7年未満	40	40	36
7年以上8年未満	40	40	36
8年以上9年未満	40	40	36
9年以上10年未満	40	40	36
10年以上11年未満	80	80	72
11年以上12年未満	80	80	72
12年以上13年未満	80	80	72
13年以上14年未満	80	80	72
14年以上15年未満	80	80	72
15年以上16年未満	90	90	81
16年以上17年未満	90	90	81
17年以上18年未満	90	90	81
18年以上19年未満	90	90	81
19年以上20年未満	90	90	81
20年以上21年未満	100	100	90
21年以上22年未満	100	100	90
22年以上23年未満	100	100	90
23年以上24年未満	100	100	90
24年以上25年未満	100	100	90
25年以上26年未満	100	100	90
26年以上27年未満	100	100	90
27年以上28年未満	100	100	90
28年以上29年未満	100	100	90
29年以上30年未満	100	100	90
30年以上31年未満	100	100	90
31年以上32年未満	100	100	90
32年以上33年未満	100	100	90
33年以上34年未満	100	100	90
34年以上35年未満	100	100	90
35年以上36年未満	100	100	90
36年以上37年未満	0	0	0
37年以上38年未満	0	0	0
38年以上39年未満	0	0	0
39年以上40年未満	0	0	0
40年以上	0	0	0

別表 10 職位ポイント

職位級	事務職員	業務職員 I 職員	業務職員 II 職員
1 級	10	10	10
2 級	40	50	45
3 級	80	100	90
4 級	120	170	155
5 級	200	220	200
6 級	250	—	—

別表 11 職能ポイント率

勤続期間	事務職員		業務職員Ⅰ職員		業務職員Ⅱ職員	
	職位級 3級以下	職位級 4級以上	職位級 3級以下	職位級 4級以上	職位級 3級以下	職位級 4級以上
1年未満	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100
1年以上2年未満	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100
2年以上3年未満	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100
3年以上4年未満	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100
4年以上5年未満	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100
5年以上6年未満	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100	30/100
6年以上7年未満	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100
7年以上8年未満	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100
8年以上9年未満	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100
9年以上10年未満	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100
10年以上11年未満	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100	40/100
11年以上12年未満	50/100	70/100	50/100	70/100	50/100	70/100
12年以上13年未満	50/100	70/100	50/100	70/100	50/100	70/100
13年以上14年未満	50/100	70/100	50/100	70/100	50/100	70/100
14年以上15年未満	50/100	70/100	50/100	70/100	50/100	70/100
15年以上16年未満	50/100	70/100	50/100	70/100	50/100	70/100
16年以上17年未満	80/100	100/100	80/100	100/100	80/100	100/100
17年以上18年未満	80/100	100/100	80/100	100/100	80/100	100/100
18年以上19年未満	80/100	100/100	80/100	100/100	80/100	100/100
19年以上20年未満	80/100	100/100	80/100	100/100	80/100	100/100
20年以上21年未満	80/100	100/100	80/100	100/100	80/100	100/100
21年以上22年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
22年以上23年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
23年以上24年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
24年以上25年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
25年以上26年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
26年以上27年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
27年以上28年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
28年以上29年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
29年以上30年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
30年以上31年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
31年以上32年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
32年以上33年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
33年以上34年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
34年以上35年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
35年以上36年未満	120/100	160/100	120/100	160/100	120/100	160/100
36年以上37年未満	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100
37年以上38年未満	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100
38年以上39年未満	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100
39年以上40年未満	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100
40年以上	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100	0/100

別表 12 退職事由別係数

勤続期間	就業規則第 39 条 の規定による退職	就業規則第 45 条 の規定による退職
1 年未満	0/100	0/100
1 年以上 2 年未満	0/100	0/100
2 年以上 3 年未満	0/100	0/100
3 年以上 4 年未満	100/100	100/100
4 年以上 5 年未満	100/100	100/100
5 年以上 6 年未満	100/100	100/100
6 年以上 7 年未満	100/100	100/100
7 年以上 8 年未満	100/100	100/100
8 年以上 9 年未満	100/100	100/100
9 年以上 10 年未満	100/100	100/100
10 年以上 11 年未満	100/100	100/100
11 年以上 12 年未満	100/100	100/100
12 年以上 13 年未満	100/100	100/100
13 年以上 14 年未満	100/100	100/100
14 年以上 15 年未満	100/100	100/100
15 年以上 16 年未満	100/100	100/100
16 年以上 17 年未満	100/100	100/100
17 年以上 18 年未満	100/100	100/100
18 年以上 19 年未満	100/100	100/100
19 年以上 20 年未満	100/100	100/100
20 年以上 21 年未満	100/100	100/100
21 年以上 22 年未満	105/100	100/100
22 年以上 23 年未満	110/100	100/100
23 年以上 24 年未満	115/100	100/100
24 年以上 25 年未満	120/100	100/100
25 年以上 26 年未満	125/100	100/100
26 年以上 27 年未満	125/100	100/100
27 年以上 28 年未満	125/100	100/100
28 年以上 29 年未満	125/100	100/100
29 年以上 30 年未満	125/100	100/100
30 年以上 31 年未満	125/100	100/100
31 年以上 32 年未満	125/100	100/100
32 年以上 33 年未満	125/100	100/100
33 年以上 34 年未満	125/100	100/100
34 年以上 35 年未満	125/100	100/100
35 年以上 36 年未満	125/100	100/100
36 年以上 37 年未満	125/100	100/100
37 年以上 38 年未満	125/100	100/100
38 年以上 39 年未満	125/100	100/100
39 年以上 40 年未満	125/100	100/100
40 年以上	125/100	100/100

別表 13 在職期間を通算することとする事業所一覧表

岡崎市市営施設管理協会 岡崎市土地区画整理組合連合会 岡崎市学校給食協会
--